

障害者医療費（育成医療）県費負担金交付要綱

（通則）

第1条 障害者医療費県費負担金（以下「負担金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 この負担金は、法第58条の規定による自立支援医療費（育成医療）の支給を行う事業を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第3条 この負担金の交付額は、次により算出された額とする。

- （1）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- （2）（1）により選定された額に、第3欄に掲げる負担率を乗じて得た額を交付額とする。（円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

1 基準額	2 対象経費	3 負担率
法第58条の規定に基づく自立支援医療費（育成医療）の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	自立支援医療費（育成医療）の支給に要する費用	25/100

（交付の条件）

第4条 この負担金の交付の決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

- （1）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をこの負担金の交付額の確定を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）を起算とし、以後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第5条 この負担金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに知事に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第6条 この負担金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに

知事に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、負担金について交付の決定を行ったときは、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容の通知を行うものとする。

(概算払)

第8条 知事はこの負担金については、概算払をすることができる。

(状況報告)

第9条 この負担金に係る事業等の遂行状況について、知事の要求があったときは、当該要求に係る事項について文書で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 この負担金の事業実績報告は、別紙様式6による事業実績報告書に係る書類を添えて、別途定める期日までに知事に提出して行わなければならない。

(負担金の額の確定の通知)

第11条 知事は、負担金について交付額の確定を行ったときは、別紙様式7により速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

第12条 知事は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から適用する。